4　刑事施設の長は、次に掲げる事情その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、処遇要領を変更するものとする。

一　矯正処遇の進展状況

二　被害者等の被害に関する心情又は被害者等の置かれている状況の変化

三　法第八十四条の二第三項の規定により心情等を聴取したこと。

5　前四項に定めるもののほか、処遇要領の策定及び変更に関し必要な事項は、法務大臣が定める。

（法第八十四条の二第三項に規定する法務省令で定める受刑者）

第四十三条の二　法第八十四条の二第三項に規定する法務省令で定める受刑者は、全ての受刑者とする。

（被害者等の心情等の聴取の申出書の提出等）

第四十三条の三　刑事施設の長は、法第八十四条の二第三項の申出をした者（以下この条において「申出人」という。）に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

一　氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号

二　申出に係る受刑者を特定するに足りる事項

三　申出人が法第八十四条の二第一項に規定する被害者でない場合においては、その者との関係

2　刑事施設の長は、申出人に対し、前項各号に掲げる事項を証明する書類その他の物件の提出又は提示を求めることができる。

（被害者等の心情等の聴取の方法等）

第四十三条の四　法第八十四条の二第三項の規定による心情等の聴取は、被害者等の陳述の内容を録取することにより行うものとする。ただし、被害者等があらかじめ法第百三条第四項の申出をしないことを明らかにしているとき又は被害者等の心身の状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、当該心情等を記載した書面の提出を受けることにより行うことができる。

2　刑事施設の長は、前項本文に規定する方法による心情等の聴取を、その指名する職員に行わせることができる。ただし、被害者等の住所又は居所が当該刑事施設の所在地から遠隔の地にある場合には、当該住所又は居所を考慮して相当と認める刑事施設の長に依頼し、当該刑事施設の長又はその指名する職員に行わせることができる。

3　法第八十四条の二第三項の規定による心情等の聴取に当たっては、被害者等の心身の状況に配慮するものとする。

4　刑事施設の長は、法第八十四条の二第三項ただし書の規定により心情等を聴取しないこととしたときは、同項の申出をした被害者等に対し、その旨を通知するものとする。

（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情）

第六十四条　［略］

一　［略］

二　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十一条まで、第二百二十五条（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の二第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八条（同法第二百二十五条、第二百二十六条の二第三項又は第二百二十七条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）の罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があること。

［三・四　略］

（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情）

第六十四条　［同上］

一　［同上］

二　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条から第百八十一条まで、第二百二十五条（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の二第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八条（同法第二百二十五条、第二百二十六条の二第三項又は第二百二十七条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）の罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があること。

［三・四　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］